

松戸市市税条例の制定について

松戸市市税条例を別紙のように定める。

平成27年2月24日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

市税の課税要件及び各種手続等について、市民がその内容を把握しやすくなるよう条例を改正することにより、市税に対する市民の理解を深めるとともに、市税業務の円滑な運営及び推進を図るため。

## 松戸市市税条例

松戸市市税条例（昭和50年松戸市条例第10号）の全部を改正する。

### 目次

#### 第1章 総則

第1節 通則（第1条—第5条）

第2節 賦課徴収（第6条—第13条）

#### 第2章 普通税

第1節 市民税（第14条—第68条）

第2節 固定資産税（第69条—第99条）

第3節 軽自動車税（第100条—第110条）

第4節 市たばこ税（第111条—第122条）

第5節 特別土地保有税（第123条—第134条）

#### 第3章 目的税

第1節 事業所税（第135条—第151条）

第2節 都市計画税（第152条—第157条）

### 附則

#### 第1章 総則

##### 第1節 通則

（課税の根拠）

第1条 市税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収については、法令その他別に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 徴税吏員 市長又はその委任を受けた市職員をいう。
- (2) 徴収金 市税並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加

算金及び滞納処分費をいう。

- (3) 納税通知書 納税者が納付すべき市税について、その賦課の根拠となった法律及びこの条例の規定、納税者の住所又は所在地及び氏名又は名称、課税標準額、税率、税額、納期、各納期における納付額、納付の場所並びに納期限までに税金を納付しなかった場合において執られるべき措置及び賦課に不服がある場合における救済の方法を記載した文書で市が作成するものをいう。
  - (4) 納付書 納税者が徴収金を納付するために用いる文書で、市が作成するものに納税者の住所又は所在地及び氏名又は名称並びにその納付すべき徴収金額その他納付について必要な事項を記載するものをいう。
  - (5) 納入書 特別徴収義務者が徴収金を納入するために用いる文書で、市が作成するものに特別徴収義務者の住所又は所在地及び氏名又は名称並びにその納入すべき徴収金額その他納入について必要な事項を記載するものをいう。
  - (6) 普通徴収 徴税吏員が納税通知書を当該納税者に交付することにより市税を徴収することをいう。
  - (7) 申告納付 納税者がその納付すべき市税の課税標準額及び税額を申告し、及びその申告した税金を納付することをいう。
  - (8) 特別徴収 市税の徴収について便宜を有する者にこれを徴収させ、かつ、その徴収すべき税金を納入させることをいう。
  - (9) 特別徴収義務者 特別徴収により市税を徴収し、かつ、納入する義務を負う者をいう。
  - (10) 申告納入 特別徴収義務者がその徴収すべき市税の課税標準額及び税額を申告し、及びその申告した税金を納入することをいう。
  - (11) 納入金 特別徴収義務者が徴収し、かつ、納入すべき市税をいう。
- 2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

(税目)

第3条 市税として課する普通税は、次に掲げるものとする。

- (1) 市民税
- (2) 固定資産税
- (3) 軽自動車税
- (4) 市たばこ税
- (5) 特別土地保有税

2 市税として課する目的税は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業所税
- (2) 都市計画税

(松戸市行政手続条例の適用除外)

第4条 松戸市行政手続条例（平成8年松戸市条例第16号）第3条及び第4条に定めるもののほか、市税に関するこの条例の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、松戸市行政手続条例第2章（第8条を除く。）及び第3章（第14条を除く。）の規定は、適用しない。

2 松戸市行政手続条例第3条、第4条及び第33条第4項に定めるもののほか、市の徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第2条第6号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第33条第3項、第34条及び第35条の規定は、適用しない。

(条例施行の細目)

第5条 この条例の実施のための手続その他その施行について必要な事項は、この条例で定めるもののほか、規則で定める。

## 第2節 賦課徴収

(課税漏れ等に係る市税の取扱い)

第6条 課税漏れに係る市税又は偽りその他不正の行為により免れた市税があることを発見した場合においては、課税すべき年度（法人税割にあっては、その課税標準の算定期間の末日現在）の税率によりその全額を直ちに徴収する。

(公示送達)

第7条 法第20条の2の規定による公示送達は、松戸市公告式条例（昭和25年松戸市条例第23号）で定める掲示場に掲示して行うものとする。

(災害等による期限の延長)

第8条 市長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例で定める申告、申請、請求その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は納付若しくは納入（以下この条において「申告等」という。）に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。

2 前項の指定は、市長が告示により行うものとする。

3 市長は、災害その他やむを得ない理由により、申告等に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、第1項の規定の適用がある場合を除き、当該行為をすべき者の申請により、その理由のやんだ日から納税者については2月以内に、特別徴収義務者については30日以内において、当該期限を延長するものとする。

4 前項の申請は、同項に規定する理由がやんだ後速やかに、その理由を記載した書面でしなければならない。

5 市長は、第3項に規定する期限を延長したときは、期日その他必要な事項を納税者又は特別徴収義務者に通知しなければならない。当該期限の延長を認めないときも、また、同様とする。

(納税証明事項)

第9条 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「法施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により軽自動車税を滞納している場合においてその旨とする。

(納税証明書の交付手数料)

第10条 法第20条の10に規定する納税証明書の交付手数料は、松戸市手数料条例（昭和27年松戸市条例第3号）で定めるところにより徴収するものとする。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書については手数料を徴しない。

2 前項の納税証明書の枚数の計算については、年度、税目、証明事項等を基準として規則で定める。

（納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）

第11条 納税者又は特別徴収義務者は、第36条、第42条、第43条若しくは第46条（第63条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第50条第1項（第51条第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第53条第1項（法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。）、第62条、第85条、第104条第2項若しくは第3項、第117条第1項若しくは第2項、第122条第2項、第131条第1項、第145条第1項又は第155条に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号及び第2号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書により納付し、又は納入書により納入しなければならない。

(1) 第36条、第42条、第43条若しくは第46条、第50条第1項、第62条、第85条、第104条第2項若しくは第3項、第122条第2項又は第155条の納期限後に納付し、又は納入する税額 当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(2) 第53条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）、第117条第1項若しくは第2項の申告書、第131条第1項又は第145条第1項の申告書に係る税額

(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) 第53条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)、第117条第1項若しくは第2項の申告書、第131条第1項又は第145条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4) 法第601条第3項若しくは第4項(これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。)、第603条第3項又は第603条の2第5項の規定により徴収を猶予した税額 当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間

(年当たりの割合の基礎となる日数)

第12条 前条、第39条第2項、第53条第3項、第54条第2項、第56条、第68条第2項、第90条第2項、第117条第5項、第121条第2項、第131条第2項、第134条第2項、第145条第2項及び第151条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、じゆん閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(督促状を発する期間)

第13条 納税者又は特別徴収義務者が納期限までに徴収金を完納しない場合においては、徴税吏員は、納期限後30日以内に督促状を発しなければならない。

## 第2章 普通税

### 第1節 市民税

(市民税の納税義務者等)

第14条 市民税は、第1号に掲げる者に対しては均等割額及び所得割額の合算額により、第3号に掲げる者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額

により、第2号及び第4号に掲げる者に対しては均等割額により、第5号に掲げる者に対しては法人税割額により課する。

- (1) 市内に住所を有する個人
  - (2) 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者
  - (3) 市内に事務所又は事業所を有する法人
  - (4) 市内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設（以下「寮等」という。）を有する法人で市内に事務所又は事業所を有しないもの
  - (5) 法人課税信託（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第29号の2に規定する法人課税信託をいう。以下この節において同じ。）の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有するもの
- 2 外国法人に対するこの節の規定の適用については、その事業が行われる場所で地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「政令」という。）第46条の4に規定する場所をもってその事務所又は事業所とする。
- 3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、政令第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第18条第2項の表第1号イにおいて「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。

（個人の市民税の非課税の範囲）

第15条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあつては、第57条の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けている者
- (2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が



1 2 5 万円を超える場合を除く。)

- 2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が3 5 万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に2 1 万円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。

（市民税の納税管理人）

第16条 市民税の納税義務者は、市内に住所、居所、事務所、事業所又は寮等を有しない場合においては、市内に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者（個人にあつては、独立の生計を営む者に限る。）のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に納税管理人申告書を市長に提出し、又は市外に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者（個人にあつては、独立の生計を営む者に限る。）のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて納税管理人承認申請書を市長に同日から10日以内に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に異動を生じた場合においても、また、同様とし、その提出の期限は、その異動を生じた日から10日を経過した日とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る市民税の徴収の確保に支障がないことについて市長に申請書を提出してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。この場合において、当該申請書に記載した事項に異動を生じたときは、その異動を生じた日から10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

（市民税の納税管理人に係る不申告に関する過料）

第17条 前条第2項の認定を受けていない市民税の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定により申告すべき納税管理人について正当な事由がなく申告しなかった場合においては、その者に対し、10万

円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発行の日から10日以内とする。

(均等割の税率)

第18条 第14条第1項第1号又は第2号の者に対して課する均等割の税率は、年額3,000円とする。

2 第14条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

| 法人の区分                                                                                                             | 税率         |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| (1) 次に掲げる法人                                                                                                       | 年額 50,000円 |
| ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。) |            |
| イ 人格のない社団等                                                                                                        |            |
| ウ 一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。)に該当するものを除く。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)                   |            |
| エ 保険業法(平成7年法律第105号)に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの(アからウまでに掲げる法人を除く。)                                           |            |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                    |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| <p>オ 資本金等の額（法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、政令第45条の3の2に規定するところにより算定した純資産額）をいう。以下この表及び附則第15条において同じ。）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの</p> |                    |
| <p>(2) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                 | <p>年額 120,000円</p> |
| <p>(3) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの</p>                                                                                                                                                                                                                                                                          | <p>年額 130,000円</p> |
| <p>(4) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもの</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | <p>年額 150,000円</p> |

|                                                                 |               |
|-----------------------------------------------------------------|---------------|
| のうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの                                          |               |
| (5) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるものうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの | 年額 160,000円   |
| (6) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるものうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの  | 年額 400,000円   |
| (7) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるものうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの        | 年額 410,000円   |
| (8) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるものうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの | 年額 1,750,000円 |
| (9) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるものうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの         | 年額 3,000,000円 |

3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

(所得割の課税標準)

第19条 所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額、退

職所得金額及び山林所得金額とする。

- 2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、法又は政令に特別の定めがある場合を除くほか、それぞれ所得税法（昭和40年法律第33号）その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項又は第3項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例により算定する。
- 3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（以下この項及び次項並びに第26条において「特定配当等」という。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。
- 4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第29条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第30条第1項の確定申告書を含む。）に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他法施行規則で定める事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。
- 5 法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項及び次項並びに第26条において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。
- 6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第29条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第30条第1項の確定申告書を含む。）に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他法施行規則で定める事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

(所得控除)

第20条 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、所得割の納税義務者については同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(所得割の税率)

第21条 所得割の額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に、100分の6を乗じて得た金額とする。

2 前項の課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額とは、それぞれ前条の規定による控除後の前年の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額をいう。

(法人税割の税率)

第22条 法人税割の税率は、100分の9.7とする。

(調整控除)

第23条 所得割の納税義務者については、その者の第21条の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額を控除する。

(1) 当該納税義務者の第21条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課税所得金額」という。）が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の3に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合においては、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ 当該納税義務者の合計課税所得金額

(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が200万円を超える場合 アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額（当該金額が5万円を下回る場合には、5万円とする。）の100分の3に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合においては、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ 当該納税義務者の合計課税所得金額から200万円を控除した金額（寄附金税額控除）

第24条 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合においては、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第21条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1) 所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金のうち、次に掲げるものに対する寄附金

ア 市内に主たる事務所又は事業所を有する法人又は団体

イ アに掲げるもののほか、市内に学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又は所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第217条第4号に規定する専修学校若しくは各種学校の校舎その他の規則で定める施設を有する法人

(2) 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託（千葉県知事又は千葉県教育委員会が主務官庁の権限に属する事務を行う公益信託であって、その受益の範囲が市内に及ぶと市長が認めるものに限る。）の信託財産とす

るために支出した金銭であって、同項の規定により特定寄附金とみなされるもの

- (3) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、市内に主たる事務所を有する特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人又は市内に主たる事務所を有する同条第4項に規定する仮認定特定非営利活動法人に対する寄附金

- 2 前項の特例控除額は、法第314条の7第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより計算した金額とする。

（外国税額控除）

第25条 所得割の納税義務者が、法第314条の8に規定する外国の所得税等を課された場合においては、法第314条の8及び政令第48条の9の2に規定するところにより控除すべき額を、第21条及び前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）

第26条 所得割の納税義務者が、第19条第4項の申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項の申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第21条及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、政令第48条の9の3から第48条の9の6までに規定するところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又



は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

- 3 法第37条の4の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額を第1項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額とみなして、前項の規定を適用する。

(所得の計算)

第27条 第14条第1項第1号の者に対して所得割を課する場合には、次に定めるところにより、その者の第19条第1項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額を算定する。

- (1) その者が所得税に係る申告書を提出し、又は政府が総所得金額、退職所得金額若しくは山林所得金額を更正し、若しくは決定した場合においては、当該申告書に記載され、又は当該更正し、若しくは決定した金額を基準として算定する。ただし、当該申告書に記載され、又は当該更正し、若しくは決定した金額が過少であると認められる場合においては、市は自ら調査し、その調査に基づいて算定する。
- (2) その者が前号の申告書を提出せず、かつ、政府が同号の決定をしない場合においては、市は自ら調査し、その調査に基づいて算定する。

第28条 市民税の納税義務者に係る所得税の基礎となった所得の計算が一般に著しく適正を欠くと認められる場合においては、各納税義務者について、法又は政令に特別の定めがある場合を除くほか、所得税法その他の所得税に関する法令に規定する所得の計算の方法に従って、市は自らその所得を計算し、その計算したところに基づいて市民税を課する。

(市民税の申告)

第29条 第14条第1項第1号の者は、3月15日までに、申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年

中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（政令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第24条第1項及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）については、この限りでない。

- 2 市長は、法第317条の6第1項の給与支払報告書又は同条第4項の公的年金等支払報告書が1月31日までに提出されなかった場合において、市民税の賦課徴収について必要があると認めるときは、給与所得等以外の所得を有しなかった者を指定し、その者に前項の申告書を市長の指定する期限までに提出させることができる。
- 3 給与所得等以外の所得を有しなかった者（前2項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合においては、3月15日までに、第1項の申告書を市長に提出しなければならない。
- 4 第1項ただし書に規定する者（第2項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合においては、3月15日までに、第1項の申告書を市長に提出することができる。
- 5 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、第14条第1項第1号の者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項

の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。

6 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、第14条第1項第2号の者に、3月15日までに、賦課期日現在において、市内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。

7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新たに第14条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から60日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

第30条 第14条第1項第1号の者が前年分の所得税につき所得税法第2条第1項第37号の確定申告書（以下この条において「確定申告書」という。）を提出した場合には、この節の規定の適用については、当該確定申告書が提出された日に前条第1項から第4項までの規定による申告書が提出されたものとみなす。ただし、同日前に当該申告書が提出された場合は、この限りでない。

2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項（法施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。）のうち法第317条の2第1項各号又は同条第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記された事項は、前条第1項から第4項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。

3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、法施行規則第2条の3第2項各号に掲げる事項を付記しなければならない。

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）

第31条 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、法施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該給与支払者の氏名又は名称
- (2) 扶養親族の氏名
- (3) その他法施行規則で定める事項

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、法施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他法施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

3 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、法施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて法施行規則で定めるものをいう。次条第4項において同じ。）により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同

項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第32条 所得税法第203条の5第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該公的年金等支払者の名称
- (2) 扶養親族の氏名
- (3) その他法施行規則で定める事項

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の5第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、法施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 第1項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に經由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第4項に規定する納税地の所轄

税務署長の承認を受けている場合には、法施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

- 5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(市民税に係る不申告に関する過料)

第33条 市民税の納税義務者が第29条第1項若しくは第2項の規定により提出すべき申告書を正当な理由がなく提出しなかった場合又は同条第6項若しくは第7項の規定により申告すべき事項について正当な理由がなく申告しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

- 2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

- 3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発行の日から10日以内とする。

(個人の市民税の賦課期日)

第34条 個人の市民税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日とする。

(個人の市民税及び県民税の徴収の方法)

第35条 個人の市民税は、第40条、第48条第1項、第51条又は第60条の規定により特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法により徴収する。

- 2 個人の県民税は、当該個人の市民税を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

(個人の市民税の納期)

第36条 普通徴収の方法により徴収する個人の市民税の納期は、次のとおりとする。

第1期 6月1日から同月30日まで

第2期 8月1日から同月31日まで

第3期 10月1日から同月31日まで

第4期 12月1日から同月28日まで

- 2 市長は、特別の事情がある場合において前項の納期により難しいと認められるときは、同項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

(個人の市民税の納税通知書)

第37条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額及び県民税額の合算額（第47条第1項又は第52条第1項の規定により徴収する場合にあっては特別徴収の方法により徴収されないことになった金額に相当する税額）を前条第1項の納期（第47条第1項又は第52条第1項の規定により徴収する場合にあっては特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後に到来する納期）の数で除して得た額とする。

(個人の市民税の納期前の納付)

第38条 個人の市民税の納税者は、納税通知書に記載された納付額のうち到来した納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付しようとする場合においては、当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金を併せて納付することができる。

(普通徴収に係る個人の市民税の賦課額の変更又は決定及びこれらに係る延滞金の徴収)

第39条 普通徴収の方法により徴収する個人の市民税について所得税の納税義務者が提出した修正申告書又は国の税務官署がした所得税の更正若しくは決定に関する書類を法第325条の規定により閲覧し、その賦課した税額を変更し、又は賦課する必要を認めた場合においては、既に第27条第1号ただし書若しくは第2号又は第28条の規定を適用して個人の市民税を賦課していた場合を除くほか、直ちに変更による不足税額又は賦課されるべきであった税額のうちその決定があった日までの納期に係る分（次項において「不足税額」と総称する。）を追徴する。

- 2 前項の場合においては、不足税額をその決定があった日までの納期の数で除して得た額に第36条の各納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。次項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。
- 3 所得税の納税義務者が修正申告書（偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者が、当該所得税についての調査があったことにより当該所得税について更正があるべきことを予知して提出した当該申告書及び所得税の納税義務者が所得税の決定を受けた後に提出した当該申告書を除く。）を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者についてされた当該所得税に係る更正及び所得税の決定があった後にされた当該所得税に係る更正を除く。）をしたことに基因して、第36条の各納期限から1年を経過する日後に第1項の規定によりその賦課した税額を変更し、又は賦課した場合には、当該1年を経過する日の翌日から第1項に規定する不足税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間は、前項に規定する期間から控除する。

（給与所得に係る個人の市民税の特別徴収）

第40条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者（次に掲げる者のうち特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において「給与所得者」という。）である場合においては、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を特別徴収の方法により徴収する。

- (1) 支払期間が1月を超える期間により定められている給与のみの支払を受ける者



- (2) 外国航路を航行する船舶に乗り組む船員で不定期に給与の支払を受ける者
- 2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合においては、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定により特別徴収の方法により徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法により徴収する。ただし、第29条第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法により徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。
  - 3 前項本文の規定により給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法により徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法により徴収することが適当でない認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法により徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。
  - 4 第1項の給与所得者が前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において第48条第1項に規定する老齢等年金給付の支払を受けている年齢65歳以上の者である場合における前2項の規定の適用については、これらの規定中「給与所得以外」とあるのは「給与所得及び公的年金等に係る所得以外」とする。
  - 5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者（所得税法第183条の規定により給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動により従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日

の属する月の翌月の10日（その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日）までに、第1項の規定により特別徴収の方法により徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法により徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法により徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法により徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法により徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

- 6 特別徴収の方法により個人の市民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法により徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあつては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法により徴収する。

（給与所得に係る特別徴収義務者の指定等）

- 第41条 前条第1項から第3項までの規定による特別徴収に係る市民税の特別徴収義務者は、当該年度の初日において同条第1項の納税義務者に対して給与の支払をする者（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの及び他の市町村内において給与の支払をする者を含む。以下同じ。）で所得税法第183条の規定により給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務があるものとし、前条第5項の規定による特別徴収に係る市民税の特別徴収義務者は、同項の当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者とする。

2 同一の納税義務者について前項の特別徴収義務者が2以上ある場合において各特別徴収義務者に徴収させる給与所得に係る特別徴収税額の額は、市長が定めるところによる。

(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)

第42条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を納入書により納入しなければならない。

(給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例)

第43条 第41条第1項の特別徴収義務者は、その事務所、事業所その他これらに準ずるもので給与の支払事務を取り扱うもの(給与の支払を受ける者が常時10人未満であるものに限る。以下この条から第45条までにおいて「事務所等」という。)につき、市長の承認を受けた場合には、6月から11月まで及び12月から翌年5月までの各期間(当該各期間のうちその承認を受けた日の属する期間については、その日の属する月から当該期間の最終月までの期間)に当該事務所等において支払った給与について徴収した給与所得に係る特別徴収税額を、前条の規定にかかわらず、当該各期間に属する最終月の翌月10日までに納入することができる。

(納期の特例に関する承認の申請)

第44条 前条の承認の申請をする者は、その承認を受けようとする事務所等の所在地、当該事務所等において給与の支払を受ける者の数その他必要な事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(納期の特例の要件を欠いた場合の届出)

第45条 第43条の承認を受けた者は、その承認に係る事務所等において給与の支払を受ける者が常時10人未満でなくなった場合には、遅滞なく、その旨その他必要な事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。この場合において、その届出書の提出があったときは、その提出の日の属する同条に規定する期間以後の期間については、その承認は、その効力を失うものとする。

(承認の取消し等があった場合の納期の特例)

第46条 第43条の承認の取消し又は前条の届出書の提出があった場合には、その取消し又は提出の日の属する第43条に規定する期間に係る第42条に規定する月割額のうち同日の属する月以前の各月に徴収すべきものについては、同日の属する月の翌月10日をその納期限とする。

(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)

第47条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第36条第1項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。

2 法第321条の6第1項の通知により変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定により当該納税者の未納に係る徴収金に充当する。

(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第48条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められる者として次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第40条第

1 項の規定により特別徴収の方法により徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第 5 1 条において同じ。) の 2 分の 1 に相当する額 (以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。) を当該年度の 1 0 月 1 日から翌年の 3 月 3 1 日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法により徴収する。

- (1) 当該年度の初日の属する年の 1 月 1 日以後引き続き市内に住所を有する者でない者
  - (2) 当該年度分の老齢等年金給付の年額が 1 8 万円未満である者その他の市の行う介護保険の介護保険法 (平成 9 年法律第 1 2 3 号) 第 1 3 5 条第 5 項に規定する特別徴収対象被保険者でない者
  - (3) 特別徴収の方法により徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者
- 2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第 3 6 条第 1 項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の 9 月 3 0 日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法により徴収する。

(年金所得に係る特別徴収義務者)

第 4 9 条 前条第 1 項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る特別徴収税額の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付 (法第 3 2 1 条の 7 の 4 第 2 項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節において同じ。) の支払をする者 (以下この節において「年金保険者」という。) とする。

(年金所得に係る特別徴収税額の納入の義務)

第 5 0 条 年金保険者は、支払回数割特別徴収税額を徴収した月の翌月 1 0 日までに、その徴収した支払回数割特別徴収税額を納入しなければならない。

- 2 前項の支払回数割特別徴収税額は、当該特別徴収対象年金所得者につき、

年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額とする。

(年金所得に係る仮特別徴収税額等)

第51条 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額（当該年度の前年度において第48条第1項の規定により特別徴収の方法により徴収された年金所得に係る特別徴収税額に相当する額をいう。以下この節において同じ。）を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法により徴収する。

2 当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において前項の規定による特別徴収が行われた特別徴収対象年金所得者については、第48条第1項の規定の適用がある場合における同項並びに第49条及び前条の規定の適用にあつては、第48条第1項中「の2分の1に相当する額」とあるのは、「から第51条第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額」とし、同条第2項の規定は、適用しない。

3 前2条の規定は、第1項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第49条中「前条第1項」とあるのは「第51条第1項」と、前条第1項及び第2項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と読み替えるものとする。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第52条 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第36条第1項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。

2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定により当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する。

(法人の市民税の申告納付)

第53条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を納付書により納付しなければならない。

2 法の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、

法の施行地外にその源泉がある所得について、外国の法人税等を課された場合においては、法第321条の8第24項及び政令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 法第321条の8第22項の申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合においては、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合で当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書により納付しなければならない。

4 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後に同条第22項の申告書を提出したときは、偽りその他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合で当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

5 法人税法第74条第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項（同法第145条において準用する場合を含む。以下この項及び第56条第1項において同じ。）の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第7項（同法第145条におい



て準用する場合を含む。以下この項において同じ。) の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第7項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第8条の規定を適用することができる。

- 6 法人税法第81条の2第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の2第4項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。次条第3項及び第56条第2項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7の3に規定する連結子法人をいう。次条第3項及び第56条第2項において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第56条第2項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の2第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第56条第2項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第56条第2項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の2第4項の規定の適用がないものとみなして、第8条の規定を適用することができる。

（法人の市民税に係る不足税額の納付の手続）

第54条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合においては、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、納付書により納付しなければならない。

- 2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（同条第23項の申告納付に係る法人税割に係

る不足税額についても同条第1項、第2項又は第4項の納期限によるものとし、納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書により納付しなければならない。

- 3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、偽りその他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと(同条第2項又は第4項の申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合にあっては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。))若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと)による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(市民税の減免)

第55条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、必要があると認めるものに対し、市民税を減免する。

- (1) 生活保護法の規定による保護を受ける者
- (2) 当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者
- (3) 学生及び生徒
- (4) 公益社団法人及び公益財団法人

- (5) 前各号に掲げるもののほか、特別の事由があると認められる者
- 2 前項の規定により市民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1) 納税義務者の住所及び氏名（法人にあつては主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- (2) 減免を受けようとする市民税の課された年度（法人税割にあつては、その課税標準及び均等割額の算定期間）及び当該年度の税額
- (3) 減免を受けようとする事由
- 3 第1項の規定により市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

（法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金）

第56条 法人税法第74条第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書により納付しなければならない。

- 2 法人税法第81条の2第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の2第4第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得（同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。）に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、

当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書により納付しなければならない。

(退職所得の課税の特例)

第57条 退職手当等(所得税法第199条の規定により、その所得税を徴収して納付すべきものに限る。以下この節において同じ。)の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において市内に住所を有する者が当該退職手当等の支払を受ける場合には、当該退職手当等に係る所得割は、第19条、第21条及び第34条の規定にかかわらず、当該退職手当等に係る所得を他の所得と区分し、次条から第68条までに規定するところにより課する。

(分離課税に係る所得割の課税標準)

第58条 分離課税に係る所得割の課税標準は、その年中の退職所得の金額とする。

2 前項の退職所得の金額は、所得税法第30条第2項に規定する退職所得の金額の計算の例により算定する。

(分離課税に係る所得割の税率)

第59条 分離課税に係る所得割の税率は、100分の6とする。

(分離課税に係る所得割の徴収の方法)

第60条 分離課税に係る所得割は、特別徴収の方法により徴収する。

(分離課税に係る特別徴収義務者の指定)

第61条 分離課税に係る所得割の特別徴収義務者は、当該分離課税に係る所得割の納税義務者に対して退職手当等の支払をする者(他の市町村内において退職手当等の支払をする者を含む。以下同じ。)とする。

(分離課税に係る特別徴収税額の納入の義務等)

第62条 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しな

なければならない。

(分離課税に係る特別徴収税額の納期の特例)

第63条 第43条から第46条までの規定は、前条の規定により同条の納入金を納入する場合について準用する。この場合において、第43条中「第41条第1項」とあるのは「第61条」と、「支払った給与」とあるのは「支払った退職手当等」と、「納入」とあるのは「申告納入」と、第45条中「第43条」とあるのは「第63条において準用する第43条」と、第46条中「第43条」とあるのは「第63条において準用する第43条」と、「第42条に規定する月割額」とあるのは「第62条の規定により徴収した特別徴収税額」と読み替えるものとする。

(分離課税に係る特別徴収税額)

第64条 第62条の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める税額とする。

- (1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書（以下この条、次条第2項及び第66条第1項において「退職所得申告書」という。）に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの（次号及び次条第1項において「支払済みの他の退職手当等」という。）がない旨の記載がある場合 その支払う退職手当等の金額について第58条及び第59条の規定を適用して計算した税額
  - (2) 退職手当等の支払を受ける者が提出した退職所得申告書に、支払済みの他の退職手当等がある旨の記載がある場合 その支払済みの他の退職手当等の金額とその支払う退職手当等の金額との合計額について第58条及び第59条の規定を適用して計算した税額から、その支払済みの他の退職手当等につき第62条の規定により徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額を控除した残額に相当する税額
- 2 退職手当等の支払を受ける者がその支払を受ける時までに退職所得申告書を提出していないときは、第62条の規定により徴収すべき分離課税に係る

所得割の額は、その支払う退職手当等の金額について第58条及び第59条の規定を適用して計算した税額とする。

(退職所得申告書)

第65条 退職手当等の支払を受ける者でその退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において市内に住所を有する者は、その支払を受ける時までに、申告書その退職手当等の支払をする者を經由して、市長に提出しなければならない。この場合において、支払済みの他の退職手当等がある旨を記載した申告書を提出するときは、当該申告書に当該支払済みの他の退職手当等につき法第328条の14の規定により交付される特別徴収票を添付しなければならない。

2 前項の場合において、退職所得申告書がその提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者に受理されたときは、その退職所得申告書は、その受理された時に市長に提出されたものとみなす。

(退職所得申告書の不提出に関する過料)

第66条 分離課税に係る所得割の納税義務者が退職所得申告書を正当な理由がなく提出しなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発行の日から10日以内とする。

(分離課税に係る所得割の不足金額等の納入)

第67条 分離課税に係る所得割の特別徴収義務者は、法第328条の10から第328条の12までに規定する場合において不足金額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額の納入の告知を受けたときは、これらの金額を当該告知書で指定する期限までに納入書により納入しなければならない。

(分離課税に係る所得割の普通徴収)

第68条 その年において退職手当等の支払を受けた者が第64条第2項に規

定する分離課税に係る所得割の額を徴収された又は徴収されるべき場合において、その者のその年中における退職手当等の金額について第58条及び第59条の規定を適用して計算した税額が当該退職手当等につき第62条の規定により徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額を超えるときは、第60条の規定にかかわらず、その超える金額に相当する税額を直ちに、普通徴収の方法により徴収する。この場合において、第36条から第39条までの規定は、適用しない。

- 2 前項の場合には、同項の規定により徴収すべき税額に第62条又は第63条において準用する第43条の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下この項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（納期限までの期間又は納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。

## 第2節 固定資産税

（固定資産税の納税義務者等）

第69条 固定資産税は、固定資産（土地、家屋及び償却資産を総称する。以下この節において同じ。）に対し、その所有者（質権又は100年より長い存続期間の定めのある地上権の目的である土地については、その質権者又は地上権者とする。以下この節において同じ。）に課する。

- 2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第3項の専有部分の属する家屋（同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。）については、当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者（以下「区分所有者」という。）とする。以下この節において同じ。）として登記され、又は登録されている者をいう。この場合において、所有者として登記され、若しくは登録されている個人が賦課期日前に死亡しているとき、所有者として登記され、若しくは登録されている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記

されている法第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいうものとする。

- 3 第1項の所有者とは、償却資産については、償却資産課税台帳に所有者として登録されている者をいう。
- 4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由により不明である場合においては、その使用者を所有者とみなして、これを固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課する。
- 5 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他法施行規則第10条の2の10に規定するものを含む。）であって、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

（境内地等の固定資産について固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第70条 法第348条第2項第3号の土地又は家屋について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号、第2号及び第4号に、家屋については第3号及び第4号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地又は家屋が神社、寺院又は教会の所有に属しないものである場合においては当該土地又は家屋を当該神社、寺院又は教会に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
- (2) 神社、寺院又は教会の設立及び境内地若しくは構内地の区域変更の年月日
- (3) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
- (4) 宗教法人の用に供し始めた時期



(教育等の用に供する固定資産について固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第71条 法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号、第2号及び第5号に、家屋については第3号及び第5号に、償却資産については第4号及び第5号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、政令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康福祉機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館（以下「博物館」という。）を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては、当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
- (2) 学校若しくは図書館の設立、養成所の指定、博物館の登録若しくは学術の研究を目的とする法人の登記の年月日又は当該学校、図書館、養成所、

博物館若しくは学術の研究を目的とする法人の用に供する土地の区域変更の年月日

- (3) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
- (4) 償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途
- (5) 直接保育若しくは教育の用に供し始めた時期、直接寄宿舍の用に供し始めた時期、直接図書館の用に供し始めた時期、直接博物館の用に供し始めた時期又は直接学術の研究の用に供し始めた時期

(社会福祉事業等の用に供する固定資産について固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第72条 法第348条第2項第10号から第10号の7までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号、第2号及び第5号に、家屋については第3号及び第5号に、償却資産については第4号及び第5号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が同項第10号から第10号の7までに規定する事業又は施設（以下この条において「社会福祉事業等」という。）を経営する者の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を当該社会福祉事業等を経営する者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。

- (1) 土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
- (2) 社会福祉事業等の開始若しくは設立及び当該社会福祉事業等の用に供する土地の区域変更の年月日
- (3) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
- (4) 償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途
- (5) 社会福祉事業等の用に供し始めた時期

(病院等の用に供する固定資産について固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第73条 法第348条第2項第11号の3及び第11号の4の固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及

び第4号に、家屋については第2号及び第4号に、償却資産については第3号及び第4号に掲げる事項を記載した申告書を、市長に提出しなければならない。

- (1) 土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
- (3) 償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途
- (4) 直接病院等又は家畜診療所の用に供し始めた時期

(救急医療等確保事業に係る業務の用に供する固定資産について固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第74条 法第348条第2項第11号の5の固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第4号に、家屋については第2号及び第4号に、償却資産については第3号及び第4号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が社会医療法人の所有に属しないものである場合には、当該固定資産を社会医療法人に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。

- (1) 土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
- (3) 償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途
- (4) 直接救急医療等確保事業に係る業務の用に供し始めた時期

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告)

第75条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の7まで、第11号の3から第11号の5まで又は第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、それぞれ当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。

(非課税の固定資産に対する有料貸付者の納税義務)

第76条 固定資産を有料で借り受けた者がこれを法第348条第2項に掲げる固定資産として使用する場合には、当該固定資産の所有者に対し固定資産税を課する。

(固定資産税の課税標準)

第77条 基準年度（昭和31年度及び昭和33年度並びに昭和33年度から起算して3年度又は3の倍数の年度を経過するごとの年度をいう。以下同じ。）に係る賦課期日に所在する土地又は家屋（以下「基準年度の土地又は家屋」という。）に対して課する基準年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋の基準年度に係る賦課期日における価格（以下「基準年度の価格」という。）で土地課税台帳若しくは土地補充課税台帳（以下「土地課税台帳等」という。）又は家屋課税台帳若しくは家屋補充課税台帳（以下「家屋課税台帳等」という。）に登録されたものとする。

2 基準年度の土地又は家屋に対して課する第2年度（基準年度の翌年度をいう。以下同じ。）の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に係る基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となった価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。ただし、基準年度の土地又は家屋について第2年度の固定資産税の賦課期日において地目の変換、家屋の改築若しくは損壊その他これらに類する特別の事情があるため又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入したため、基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となった価格によることが不適當であるか又は市内を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市長が認める場合においては、当該土地又は家屋に対して課する第2年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。

3 基準年度の土地又は家屋に対して課する第3年度（第2年度の翌年度をいう。以下同じ。）の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に係る基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となった価格（第2年度において前項ただし書に掲げる事情があったため、同項ただし書の規定により当該土地又は

家屋に対して課する第2年度の固定資産税の課税標準とされた価格がある場合においては、当該価格とする。以下この項において同じ。) で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。ただし、基準年度の土地又は家屋について第3年度の固定資産税の賦課期日において地目の変換、家屋の改築若しくは損壊その他これらに類する特別の事情があるため又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入したため、基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となった価格によることが不相当であるか又は市内を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市長が認める場合においては、当該土地又は家屋に対して課する第3年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。

4 第2年度において新たに固定資産税を課することとなる土地又は家屋（以下「第2年度の土地又は家屋」という。）に対して課する第2年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。

5 第2年度の土地又は家屋に対して課する第3年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に係る第2年度の固定資産税の課税標準の基礎となった価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。ただし、第2年度の土地又は家屋について第3年度の固定資産税の賦課期日において地目の変換、家屋の改築若しくは損壊その他これらに類する特別の事情があるため又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入したため、第2年度の固定資産税の課税標準の基礎となった価格によることが不相当であるか又は市内を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市長が認める場合においては、当該土地又は家屋に対して課する第3年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。

6 第3年度において新たに固定資産税を課することとなる土地又は家屋に対

して課する第3年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。

7 償却資産に対して課する固定資産税の課税標準は、賦課期日における当該償却資産の価格で償却資産課税台帳に登録されたものとする。

8 法第349条の3、第349条の4又は第349条の5の規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前各項の規定にかかわらず、法第349条の3、第349条の4又は第349条の5に規定する額とする。

9 住宅用地（法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下この条及び第94条において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び法第349条の3第12項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。

10 小規模住宅用地（法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び前項並びに法第349条の3第12項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。

（固定資産税の税率）

第78条 固定資産税の税率は、100分の1.4とする。

（固定資産税の免税点）

第79条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地にあつては30万円、家屋にあつては20万円、償却資産にあつては150万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

（区分所有に係る家屋に関する補正の方法の申出）

第80条 法施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出は、

当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 代表者の住所又は所在地及び氏名又は名称
  - (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
  - (3) 区分所有者の住所又は所在地及び氏名又は名称並びに各区分所有者の家屋の区分所有者全員の共有に属する共用部分に係る建物の区分所有等に関する法律第14条第1項から第3項までの規定による割合
  - (4) 補正の方法
- 2 前項の申出書には、当該申出が当該区分所有者全員の協議に基づくものである旨を証する書類を添付しなければならない。

(法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額のおん分の申出)

第81条 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額のおん分の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 代表者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
- (3) 共用土地に係る区分所有に係る家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
- (4) 各共用土地納税義務者の住所又は所在地及び氏名又は名称、各共用土地納税義務者の共用土地に係る区分所有に係る家屋の区分所有者全員の共有に属する共用部分に係る建物の区分所有等に関する法律第14条第1項から第3項までの規定による割合並びに当該各共用土地納税義務者の当該共用土地に係る持分の割合
- (5) 法第352条の2第1項の規定によりおん分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地（以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額のおん分の申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第5号及び次項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度（第3号及び第95条において「被災年度」という。）の翌年度又は翌々年度（法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等（第95条において「避難の指示等」という。）が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日（以下この項及び第95条において「避難等解除日」という。）の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年（第95条において「被災年」という。）の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度）の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 代表者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
- (3) 特定被災共用土地に係る法第352条の2第3項に規定する被災区分所有家屋（次号において「被災区分所有家屋」という。）の被災年度に係る賦課期日における所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
- (4) 特定被災共用土地に係る被災区分所有家屋が滅失し、又は損壊した原因となった震災等（法第349条の3の3第1項に規定する震災等をいう。第95条第1項第4号において同じ。）の発生した日時及びその詳細
- (5) 各特定被災共用土地納税義務者の住所又は所在地及び氏名又は名称並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合
- (6) 法第352条の2第3項の規定によりおん分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法



- 3 前2項の申出書には、当該申出が当該共用土地納税義務者又は特定被災共用土地納税義務者全員の合意に基づくものである旨を証する書類を添付しなければならない。

(固定資産税の納税管理人)

第82条 固定資産税の納税義務者は、市内に住所、居所、事務所又は事業所(以下この項において「住所等」という。)を有しない場合においては、市内に住所等を有する者(個人にあつては、独立の生計を営む者に限る。)のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に納税管理人申告書を市長に提出し、又は市外に住所等を有する者(個人にあつては、独立の生計を営む者に限る。)のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて納税管理人承認申請書を市長に同日から10日以内に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に異動を生じた場合においても、また、同様とし、その提出の期限は、その異動を生じた日から10日を経過した日とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る固定資産税の徴収の確保に支障がないことについて市長に申請書を提出してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。この場合において、当該申請書に記載した事項に異動を生じたときは、その異動を生じた日から10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(固定資産税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第83条 前条第2項の認定を受けていない固定資産税の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定により申告すべき納税管理人について正当な事由がなく申告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

- 2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。
- 3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期

限は、その発行の日から10日以内とする。

(固定資産税の賦課期日)

第84条 固定資産税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日とする。

(固定資産税の納期)

第85条 固定資産税の納期は、次のとおりとする。

第1期 4月1日から同月30日まで

第2期 7月1日から同月31日まで

第3期 11月1日から同月30日まで

第4期 翌年1月1日から同月31日まで

2 市長は、特別の事情がある場合において前項の納期により難しいと認められるときは、同項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

3 固定資産税額（次条第4項の規定により都市計画税を併せて徴収する場合においては、固定資産税額と都市計画税額との合算額とする。）が3,900円以下の金額であるものについては、前2項の規定にかかわらず、当該各項の規定により定められた納期のうち納税通知書で指定する一の納期において、当該固定資産税額の全額を徴収する。

4 次条第2項の規定により徴収する固定資産税の納期は、前3項の規定にかかわらず、納税通知書の定めるところによる。

(固定資産税の徴収の方法)

第86条 固定資産税は、普通徴収の方法により徴収する。

2 法第364条第5項の固定資産について同条第2項の納税通知書の交付期限までに当該固定資産に係る法第389条第1項の規定による通知が行われなかった場合においては、当該固定資産に係る同法第364条第5項の仮算定税額（以下この項において「仮算定税額」という。）を当該年度の納期の数で除して得た額（市長が必要と認める場合においては、当該仮算定税額を当該年度の納期の数で除して得た額の範囲内において市長が定める額とする。）を、それぞれの納期において、当該固定資産に係る固定資産税として

徴収する。

3 前項の規定により固定資産税を賦課した後において法第389条第1項の規定による通知が行われ、当該通知に基づいて算定した当該年度分の固定資産税額（以下この項において「本算定税額」という。）に既に賦課した固定資産税額が満たない場合においては、当該通知が行われた日以後の納期においてその不足税額を徴収し、既に徴収した固定資産税額が本算定税額を超える場合においては、法第17条又は第17条の2の規定の例により、その過納額を還付し、又は当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

4 第1項の規定により固定資産税を賦課し、及び徴収する場合においては、当該納税者に係る都市計画税を併せて賦課し、及び徴収する。

（固定資産税の納税通知書）

第87条 第85条第3項の規定により固定資産税額の全額を一の納期において徴収する場合を除き、固定資産税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の固定資産税額及び都市計画税額をその納期の数で除して得た額とする。

（固定資産税の納期前の納付）

第88条 固定資産税の納税者は、納税通知書に記載された納付額のうち到来した納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付しようとする場合においては、当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金を併せて納付することができる。

（固定資産税の減免）

第89条 市長は、次の各号のいずれかに該当する固定資産のうち、必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。

- (1) 災害により著しくその価格を減じた固定資産
- (2) 生活保護法の規定による保護を受ける者の所有する固定資産
- (3) 公益のために直接専用する固定資産（有料で使用するものを除く。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特別の事由があると認められる固定資産

2 前項の規定により固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 土地にあつては、その所在、地番、地目及び地積並びに価格
- (3) 家屋にあつては、その所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに価格
- (4) 償却資産にあつては、その所在、種類及び数量並びに価格
- (5) 減免を受けようとする事由及び前項第1号に該当する固定資産にあつては、その被害の状況

3 第1項の規定により固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(申請又は申告をしなかったことによる固定資産税の不足税額及び延滞金の徴収)

第90条 不動産登記法（平成16年法律第123号）第36条、第37条第1項若しくは第2項、第42条、第47条第1項、第51条第1項（共用部分である旨の登記又は団地共用部分である旨の登記がある建物の場合に係る部分を除く。）、第2項若しくは第3項若しくは第57条の規定により登記所に登記の申請をする義務がある者又は法第383条の規定により市長に申告する義務がある者がそのすべき申請若しくは申告をしなかったこと又は虚偽の申請若しくは申告をしたことにより法第417条第1項の規定により当該固定資産の価格を決定し、又は修正したことに基づいてその者に係る固定資産税額に不足税額があることを発見した場合並びに法第417条第2項及び法第743条第2項の規定により通知を受けた場合においては、直ちにその不足税額のうちその決定があつた日までの納期に係る分（次項において「不足税額」という。）を追徴する。

2 前項の場合においては、不足税額をその決定があつた日までの納期の数で除して得た額に、納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納

期限とする。) の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。

(固定資産に関する地籍図等の備付け)

第91条 市長は、地籍図、土地使用図、土壤分類図及び家屋見取図並びに固定資産売買記録簿その他固定資産の評価に関して必要な資料を備えるものとする。

(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

第92条 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳の閲覧の手数料は、松戸市手数料条例で定めるところによる。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴しない。

2 前項の閲覧の回数の計算については、閲覧に供する事項等を基準として規則で定める。

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)

第93条 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料は、松戸市手数料条例で定めるところによる。

2 前項の証明書の枚数の計算については、年度、証明事項等を基準として規則で定める。

(住宅用地の申告)

第94条 賦課期日において、住宅用地を所有する者は、当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続き当該住宅用地を所有し、かつ、その申告すべき事項に異動がない場合を除き、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 住宅用地の所有者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 住宅用地の所在、地番及び地積

(3) 住宅用地の上に存する家屋の所在、所有者、家屋番号、種類、構造、用途、床面積、居住の用に供する部分の床面積及び居住の用に供した年月日並びにその上に存する法第349条の3の2第2項に規定する住居の数

(4) その他市長が必要と認める事項

2 当該年度に係る賦課期日において住宅用地から住宅用地以外の土地への変更があり、かつ、当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続き当該土地を所有している場合には、当該土地の所有者は、その旨を市長に申告しなければならない。

(被災住宅用地の申告)

第95条 法第349条の3の3第1項（同条第2項において準用する場合を含む。第5号及び次項において同じ。）の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度）の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所又は所在地及び氏名又は名称並びに当該納税義務者が政令第52条の13第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

(2) 法第349条の3の3第1項に規定する被災住宅用地（以下この号及び次号において「被災住宅用地」という。）の被災年度に係る賦課期日における所有者の住所又は所在地及び氏名又は名称並びに当該被災住宅用地の所在、地番及び地積

(3) 被災住宅用地の上に被災年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号

(4) 前号に規定する家屋が滅失し、又は損壊した原因となった震災等の発生

した日時及びその詳細

- (5) 当該年度に係る賦課期日において法第349条の3の3第1項の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由
- (6) その他市長が必要と認める事項

2 法第349条の3の3第1項の規定の適用を受ける土地に係る被災年度の翌年度分又は翌々年度分（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分）の固定資産税については、前条の規定は、適用しない。

（固定資産に係る不申告に関する過料）

第96条 法第386条に規定する固定資産の所有者が第94条又は法第383条の規定により申告すべき事項について正当な事由がなく申告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発行の日から10日以内とする。

（固定資産評価員の設置）

第97条 固定資産評価員の数は、1人とする。

（固定資産評価審査委員会の設置）

第98条 固定資産課税台帳に登録された価格（法第389条第1項、第417条第2項又は第743条第1項若しくは第2項の規定により知事又は総務大臣が決定し、又は修正し、市長に通知したものを除く。）に関する不服を審査決定するために、松戸市固定資産評価審査委員会を置く。

（固定資産評価審査委員会の委員の定数）

第99条 松戸市固定資産評価審査委員会の委員の定数は、3人とする。

### 第3節 軽自動車税

(軽自動車税の納税義務者等)

第100条 軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（以下この節において「軽自動車等」という。）に対し、その所有者に課する。

2 軽自動車等の売買があった場合において、売主が当該軽自動車等の所有権を留保しているときは、軽自動車税の賦課徴収については、買主を当該軽自動車等の所有者とみなす。

3 軽自動車等の所有者が法第443条第1項の規定により軽自動車税を課することができない者である場合においては、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供するものについては、これを課さない。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第101条 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

(軽自動車税の課税免除)

第102条 商品であって使用しない軽自動車等に対しては、軽自動車税を課さない。

(軽自動車税の税率)

第103条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等の区分に応じ、1台につき、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（エに掲げるものを除く。） 年額 2,000円

イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

ウ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

エ 三輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有する



ものにあつては、その輪距のうち最大のもの) が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のものを除く。) で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

二輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円

三輪のもの 年額 3,900円

四輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

イ 小型特殊自動車

農耕作業用自動車(刈取脱穀作業用自動車を含む。) 年額 2,400円

その他のもの 年額 5,900円

(3) 二輪の小型自動車 年額 6,000円

(軽自動車税の賦課期日及び納期)

第104条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。

2 軽自動車税の納期は、5月11日から同月31日までとする。

3 市長は、特別の事情がある場合において前項の納期により難いと認めるときは、同項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

(軽自動車税の徴収の方法)

第105条 軽自動車税は、普通徴収の方法により徴収する。

(軽自動車税に関する申告又は報告)

第106条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、申告書及びその者の住所又は所在地を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について、申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、申告書を市長に提出しなければならない。

4 第100条第2項に規定する軽自動車等の売主は、市長から当該軽自動車等の買主の住所若しくは居所又は所在地が不明であることを理由として次に掲げる事項の請求があった場合には、当該請求のあった日から15日以内に、市長に報告をしなければならない。

(1) 当該軽自動車等の買主の住所若しくは居所又は所在地及び氏名又は名称

(2) 当該軽自動車等の買主の勤務先又は事務所若しくは事業所の所在地及び名称

(3) 当該軽自動車等に係る賦払金の支払場所

(4) 当該軽自動車等の所有権を当該軽自動車等の買主へ移転する旨の通知の発送の有無

(5) 当該軽自動車等の占有の有無

(6) その他市長が必要と認める事項

(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)

第107条 軽自動車等の所有者等又は第100条第2項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなく申告又は報告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

- 2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。
- 3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発行の日から10日以内とする。

(軽自動車税の減免)

第108条 市長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等のうち、必要があると認めるものについては、その軽自動車等の所有者等に対して課する軽自動車税を減免する。

- (1) 生活保護法の規定による保護を受ける者が所有し、又は使用する軽自動車等
- (2) 公益のため直接専用する軽自動車等
- (3) 前2号に定めるもののほか、特別の事由があると認められる軽自動車等

2 前項の規定により軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 軽自動車等の種別
- (2) 軽自動車等の所有者等の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (3) 主たる定置場
- (4) 原動機の型式
- (5) 原動機の総排気量又は定格出力
- (6) 用途
- (7) 形状
- (8) 車両番号又は標識番号

3 第1項の規定により軽自動車税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

第109条 市長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等のうち、必要があると認めるものについては、その軽自動車等の所有者等に対して課する

軽自動車税を減免する。ただし、第1号に該当する軽自動車等にあつては、同号に掲げる者が法第162条の規定による道府県の条例の定めるところにより身体障害者等に対する自動車税の減免を受ける自動車を有する場合を除く。

(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が所有する軽自動車等（身体障害者又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者、当該身体障害者又は精神障害者（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するもの。ただし、身体障害者等に係る軽自動車等が2台以上ある場合は、当該軽自動車等のうち1台に限るものとする。

(2) その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等

2 前項第1号の規定により軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害

者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

- (1) 減免を受ける者の氏名及び住所並びに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係
  - (2) 身体障害者等の氏名及び住所
  - (3) 軽自動車等を運転する者の氏名及び住所並びに身体障害者等との関係
  - (4) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の番号、交付年月日、障害名及び障害の程度
  - (5) 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件
  - (6) 軽自動車等の車両番号、主たる定置場、種別、用途及び使用目的
- 3 第1項第2号の規定により軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示(当該軽自動車等の提示に代わるものと市長が認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。
- 4 前条第3項の規定は、第1項の規定により軽自動車税の減免を受けている者について準用する。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第110条 新たに原動機付自転車又は小型特殊自動車に係る軽自動車等の所有者等となった者は、市長に対し、第106条第1項の申告書を提出する際、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示(当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示に代わるものと市長が認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出。次項において同じ。)をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。

2 法第443条並びに第100条第3項ただし書、第101条及び第102

条の規定により軽自動車税を課さない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第443条並びに第100条第3項ただし書、第101条及び第102条の規定により軽自動車税を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。

- 3 市長は、前2項の規定により標識を交付する場合においては、その標識に表示する標識番号を指定するとともに、その旨を記載した証明書を交付するものとする。
- 4 第1項及び第2項の標識のひな型並びに前項の証明書の様式は、規則で定めるところによる。
- 5 第1項又は第2項の規定により交付を受けた標識は、次項の規定により返納するまでの間は、市長の指示に従い、これを当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の車体の見やすい箇所に常に取り付けていなければならない。
- 6 第1項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた後において当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に係る軽自動車等の所有者等でなくなった者は、市長に対し、第106条第3項の申告書を提出する際、当該申告書に添えて、その標識及び証明書を返納しなければならない。
- 7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車に対して軽自動車税が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

- 8 第1項又は第2項の標識の交付を受けた者は、その標識を毀損し、若しくは亡失し、又は標識が滅したときは、直ちにその旨を市長に届け出て、その再交付を受けなければならない。この場合において、当該標識の毀損又は亡失がその者の故意又は過失に基づくときは、弁償金として標識1枚につき200円を納めなければならない。
- 9 第1項又は第2項の標識は、これを譲渡し、貸し付け、又は不正使用してはならない。

#### 第4節 市たばこ税

(市たばこ税の納税義務者等)

第111条 市たばこ税（以下「たばこ税」という。）は、製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者（以下この節において「卸売販売業者等」という。）が製造たばこを市内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡す場合（当該小売販売業者が卸売販売業者等である場合においては、その卸売販売業者等に卸売販売用として売り渡すときを除く。）において、当該売渡しに係る製造たばこに対し、当該売渡しを行う卸売販売業者等に課する。

2 たばこ税は、前項に規定する場合のほか、卸売販売業者等が製造たばこにつき、卸売販売業者等及び小売販売業者以外の者（以下この節において「消費者等」という。）に売渡しをし、又は消費その他の処分（以下この節において「消費等」という。）をする場合においては、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこに対し、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこを直接管理する事務所又は事業所が市内に所在する卸売販売業者等に課する。

(卸売販売業者等の売渡し又は消費等とみなす場合)

第112条 卸売販売業者等が、小売販売業者又は消費者等からの買受けの委託により他の卸売販売業者等から製造たばこの売渡しを受けた場合において、当該卸売販売業者等が当該委託をした者に当該製造たばこの引渡しをしたときは、当該卸売販売業者等が当該引渡しの時に当該製造たばこを当該委託をした者に売り渡したものとみなして、前条第1項又は第2項の規定を適用する。

- 2 卸売販売業者等が、小売販売業者又は消費者等に対し、民法（明治29年法律第89号）第482条に規定する他の給付又は同法第549条若しくは第553条に規定する贈与若しくは同法第586条第1項に規定する交換に係る財産権の移転として製造たばこの引渡しをした場合には、当該卸売販売業者等が当該引渡しの時に当該製造たばこを当該引渡しを受けた者に売り渡したものとみなして、前条第1項又は第2項の規定を適用する。
- 3 特定販売業者又は卸売販売業者がその営業を廃止し、又はたばこ事業法（昭和59年法律第68号）第11条第1項若しくは第20条の規定による登録を取り消された時に製造たばこを所有している場合においては、当該廃止又は取消しの時に当該特定販売業者又は卸売販売業者が当該製造たばこにつき、消費者等に対する売渡し又は消費等をしたものとみなして、前条第2項の規定を適用する。
- 4 卸売販売業者等が所有している製造たばこにつき、当該卸売販売業者等以外の者が売渡し又は消費等をした場合においては、当該卸売販売業者等が売渡し又は消費等をしたものとみなして、前条第1項又は第2項の規定を適用する。ただし、その売渡し又は消費等がされたことにつき、当該卸売販売業者等の責めに帰することができない場合には、当該売渡し又は消費等をした者を卸売販売業者等とみなして、同条第1項又は第2項の規定を適用する。

（たばこ税の課税標準）

第113条 たばこ税の課税標準は、第111条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの本数とする。

- 2 前項の製造たばこの本数は、喫煙用の紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって喫煙用の紙巻たばこの1本に換算するものとする。この場合において、製造たばこ代用品の区分については、当該製造たばこ代用品の性状による。

| 区 分 | 重 量 |
|-----|-----|
|-----|-----|



|               |      |
|---------------|------|
| (1) 喫煙用の製造たばこ |      |
| ア パイプたばこ      | 1グラム |
| イ 葉巻たばこ       | 1グラム |
| ウ 刻みたばこ       | 2グラム |
| (2) かみ用の製造たばこ | 2グラム |
| (3) かぎ用の製造たばこ | 2グラム |

3 前項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を本数に換算する場合の計算は、第111条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同欄に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を喫煙用の紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

4 前項の計算に関し、製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

(たばこ税の税率)

第114条 たばこ税の税率は、1,000本につき5,262円とする。

(たばこ税の課税免除)

第115条 卸売販売業者等が法第469条第1項各号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等をする場合には、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこに対しては、たばこ税を免除する。

2 前項の規定は、卸売販売業者等が市長に法施行規則第16条の2の3に規定する書類を提出しない場合には、適用しない。

3 第1項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第469条第1項第1号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、第111条の規定を適用する。

(たばこ税の徴収の方法)

第116条 たばこ税は、申告納付の方法により徴収する。ただし、第112

条第4項ただし書の規定により卸売販売業者等とみなされた者に対したばこ税を課する場合には、普通徴収の方法により徴収する。

(たばこ税の申告納付の手続)

第117条 前条の規定によりたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における第111条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第115条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の規定の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を納付書により納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第115条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

2 法第473条第2項の規定による総務大臣の指定を受けた卸売販売業者等が申告納税者である場合には、前項の規定により次の表の左欄に掲げる月に提出すべき申告書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、同欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる月に同項の規定により提出すべき申告書の提出期限と同一の期限とする。

|          |     |
|----------|-----|
| 1月及び2月   | 3月  |
| 4月及び5月   | 6月  |
| 7月及び8月   | 9月  |
| 10月及び11月 | 12月 |

3 次条第1項の製造たばこの返還を受けた卸売販売業者等のうち、同項の規定による控除を受けるべき月において前2項の規定による申告書の提出を要しない者で、同条第1項の規定による控除を受けるべき金額に相当する金額

の還付を受けようとするものは、当該還付を受けようとする金額その他の事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

4 申告納税者が法第475条第2項の規定により提出する修正申告書は、規則で定める様式によらなければならない。

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第121条第2項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、納付書により納付しなければならない。

（製造たばこの返還があった場合における控除等）

第118条 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこの返還を受けた場合には、当該卸売販売業者等が当該返還を受けた日の属する月の翌月以後に市長に提出すべき前条第1項又は第2項の規定による申告書（これらの規定に規定する期限内に提出するものに限る。）に係る課税標準数量に対するたばこ税額（第115条第1項の規定により免除を受ける場合には、同項の適用を受ける製造たばこに係るたばこ税額を控除した後の金額とする。次項において同じ。）から当該返還に係る製造たばこにつき納付された、又は納付されるべきたばこ税額（当該たばこ税額につきこの項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。）に相当する金額を控除する。

2 前項に規定する場合において、市長は、同項の規定による控除を受けべき月の課税標準数量に対するたばこ税額から同項の規定により控除を受けようとする金額を控除してなお不足額があるとき、又は同項の規定による控除

を受けるべき月において申告すべき課税標準数量に対するたばこ税額がないときは、それぞれ、前条第1項から第3項までの規定による申告書に記載された当該不足額又は前項の規定による控除を受けるべき金額に相当する金額を還付を受ける卸売販売業者等の未納に係る徴収金に充当し、又は還付する。  
(納期限の延長の申請)

第119条 法第474条第1項の規定による納期限の延長の申請をしようとする卸売販売業者等は、納期限の延長についての申請書に納期限の延長を必要とする理由を証するに足りる書類を添付して市長に提出するとともに、第117条第1項の規定による申告書により納付すべき当該たばこ税額の全部又は一部に相当する担保を提供しなければならない。

(たばこ税に係る不申告に関する過料)

第120条 たばこ税の申告納税者が正当な事由がなく第117条第1項又は第2項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発行の日から10日以内とする。

(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)

第121条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに納付書により納付しなければならない。

2 前項の場合には、その不足税額に第117条第1項又は第2項の納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書により納付しなければならない。

(たばこ税の普通徴収の手続)

第122条 第116条ただし書の規定によりたばこ税を普通徴収の方法により徴収する場合には、第112条第4項ただし書の規定により卸売販売業者等とみなされた者に対して、たばこ税の納税通知書を交付する。

2 前項の場合におけるたばこ税の納期は、納税通知書の定めるところによる。

#### 第5節 特別土地保有税

(特別土地保有税の納税義務者等)

第123条 特別土地保有税は、土地又はその取得に対し、当該土地の所有者又は取得者に課する。

2 この節の規定中土地に対して課する特別土地保有税に関する規定は、土地の所有者が所有する土地で法第599条第1項の規定により申告納付すべき日の属する年の1月1日において当該土地の取得をした日以後10年を経過したものについては、適用しない。

3 特殊関係者（法第585条第4項に規定する特殊関係者をいう。以下この項において同じ。）が取得した、又は所有する土地について政令第54条の12第2項各号に掲げる事情がある場合における当該土地は、特殊関係者を有する者及び当該特殊関係者の共有物とみなす。

(特別土地保有税の納税管理人)

第124条 特別土地保有税の納税義務者は、市内に住所、居所、事務所又は事業所（以下この項において「住所等」という。）を有しない場合には、市内に住所等を有する者（個人にあつては、独立の生計を営む者に限る。）のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に納税管理人申告書を市長に提出し、又は市外に住所等を有する者（個人にあつては、独立の生計を営む者に限る。）のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて納税管理人承認申請書を市長に同日から10日以内に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に異動を生じた場合においても、また、同様とし、その提出の期限は、その異動を生じ

た日から10日を経過した日とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る特別土地保有税の徴収の確保に支障がないことについて市長に申請書を提出してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。この場合において、当該申請書に記載した事項に異動を生じたときは、その異動を生じた日から10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(特別土地保有税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第125条 前条第2項の認定を受けていない特別土地保有税の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定により申告すべき納税管理人について正当な理由がなく申告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

- 2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

- 3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発行の日から10日以内とする。

(特別土地保有税の課税標準)

第126条 特別土地保有税の課税標準は、土地の取得価額とする。

- 2 無償若しくは著しく低い価額による土地の取得又は政令第54条の34第1項各号に掲げる土地の取得については、それぞれ同条第2項各号に掲げる土地の取得の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額を前項の土地の取得価額とみなす。

(特別土地保有税の税率)

第127条 特別土地保有税の税率は、土地に対して課する特別土地保有税にあっては100分の1.4、土地の取得に対して課する特別土地保有税にあっては100分の3とする。

(特別土地保有税の免税点)

第128条 同一の者について、法第599条第1項第1号の特別土地保有税にあってはその者が1月1日に所有する土地（法第586条第1項若しくは第2項、第587条第1項又は第587条の2第1項本文の規定の適用があ

る土地を除く。)の合計面積が、法第599条第1項第2号の特別土地保有税にあってはその者が1月1日前1年以内を取得した土地(当該土地の取得について法第586条第1項若しくは第2項又は第587条第2項の規定の適用がある土地を除く。以下この条において同じ。)の合計面積が、法第599条第1項第3号の特別土地保有税にあってはその者が7月1日前1年以内を取得した土地の合計面積が、それぞれ5,000平方メートルに満たない場合には、特別土地保有税を課さない。

(特別土地保有税の税額)

第129条 特別土地保有税の税額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 法第599条第1項第1号の特別土地保有税 同条第2項第1号の課税標準額に第127条の税率を乗じて得た額から、当該額を限度として、同号の土地に対して課すべき当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に100分の1.4を乗じて得た額の合計額を控除した額
- (2) 法第599条第1項第2号又は第3号の特別土地保有税 それぞれ、同条第2項第2号又は第3号の課税標準額に第127条の税率を乗じて得た額から、当該額を限度として、同項第2号又は第3号の土地の取得に対して千葉県が課すべき不動産取得税の課税標準となるべき価格(法第599条第1項第2号又は第3号に掲げる日までに当該不動産取得税の額が確定していない場合には、政令第54条の38第1項に規定する価格)に100分の4を乗じて得た額の合計額を控除した額

(特別土地保有税の徴収の方法)

第130条 特別土地保有税は、申告納付の方法により徴収する。

(特別土地保有税の申告納付)

第131条 特別土地保有税の納税義務者は、法第599条第1項の申告書を同項各号に掲げる特別土地保有税の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める納期限までに市長に提出し、及びその申告に係る税金を納付書により納付しなければならない。

2 法第600条第2項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る法第599条第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第134条において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書により納付しなければならない。

（特別土地保有税に係る不申告に関する過料）

第132条 特別土地保有税の納税義務者が正当な事由がなく前条第1項の規定による申告書を同項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発行の日から10日以内とする。

（特別土地保有税の減免）

第133条 市長は、次の各号のいずれかに該当する土地又はその取得のうち、必要があると認めるものについては、その所有者又は取得者に対して課する特別土地保有税を減免する。

(1) 災害により著しくその価格を減じた土地

(2) 公益のために直接専用する土地

(3) 前2号に掲げるもののほか、特別の事由があると認められる土地

2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所又は所在地及び氏名又は名称

(2) 土地の所在、地番、地目、面積、取得年月日及び取得価額並びに税額

(3) 減免を受けようとする事由及び前項第1号の土地にあっては、その被害の状況



3 第1項の規定により特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(特別土地保有税に係る不足税額等の納付手続)

第134条 特別土地保有税の納税義務者は、法第607条、第609条又は第610条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、納付書により納付しなければならない。

2 前項の場合には、その不足税額に法第599条第1項の納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限(法第601条第3項若しくは第4項(これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。)、法第603条第3項又は法第603条の2第5項の規定により徴収を猶予した税額にあつては、当該猶予した期間の末日。以下この項において同じ。)までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書により納付しなければならない。

### 第3章 目的税

#### 第1節 事業所税

(事業所税の納税義務者等)

第135条 事業所税は、事務所又は事業所(以下この節において「事業所等」という。)において、法人又は個人の行う事業に対し、当該事業を行う者に資産割額及び従業者割額の合算額により課する。

2 特殊関係者(法第701条の3第2項に規定する特殊関係者をいう。以下この項において同じ。)を有する者がある場合において、当該特殊関係者が行う事業について政令第56条の2第3項又は第4項に規定する特別の事情があるときは、事業所税の賦課徴収については、当該事業は、その者及び当該特殊関係者の共同事業とみなす。

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの(以下この

節において「人格のない社団等」という。) は、法人とみなして、この節中法人に関する規定を適用する。

(事業を行う者が名義人である場合における事業所税の納税義務者)

第136条 法律上事業所等において事業を行うとみられる者が単なる名義人であって、他の者が事実上当該事業を行っていると認められる場合には、当該事業に対して課する事業所税は、当該他の者に課するものとする。

(事業所税の納税管理人)

第137条 事業所税の納税義務者は、市内に住所、居所、事務所等を有しない場合においては、市内に住所、居所、事務所等を有する者(個人にあつては、独立の生計を営む者に限る。)のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に納税管理人申告書を市長に提出し、又は市外に住所、居所、事務所等を有する者(個人にあつては、独立の生計を営む者に限る。)のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて納税管理人承認申請書を市長に同日から10日以内に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に異動を生じた場合においても、また、同様とし、その提出期限は、その異動を生じた日から10日を経過した日とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る事業所税の徴収の確保に支障がないことについて市長に申請書を提出してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。この場合において、当該申請書に記載した事項に異動を生じたときは、その異動を生じた日から10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(事業所税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第138条 前条第2項の認定を受けていない事業所税の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定により申告すべき納税管理人について正当な理由がなく申告しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

- 2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。
- 3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発行の日から10日以内とする。

(事業所税の課税標準)

第139条 事業所税の課税標準は、資産割にあつては課税標準の算定期間(法人に係るものにあつては法第701条の31第1項第7号に規定する事業年度(以下この節において「事業年度」という。))とし、個人に係るものにあつては同項第8号に規定する個人に係る課税期間(以下この節において「個人に係る課税期間」という。))とする。以下この節において同じ。)の末日現在における事業所床面積(当該課税標準の算定期間の月数が12月に満たない場合には、当該事業所床面積を12で除して得た面積に当該課税標準の算定期間の月数を乗じて得た面積とし、法第701条の40第2項各号に掲げる事業所等に係るものにあつては、同項各号に定める面積)とし、従業者割にあつては課税標準の算定期間中に支払われた従業者給与総額とする。

- 2 前項の課税標準の算定期間の月数は、暦に従つて計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

(事業所税の課税標準の特例)

第140条 前条第1項の規定による事業所税の課税標準となるべき事業所床面積又は従業者給与総額について、法第701条の41の規定の適用がある場合においては、当該事業所床面積又は従業者給与総額は、前条第1項の規定にかかわらず、法第701条の41に規定するところにより算定する。

(事業所税の税率)

第141条 事業所税の税率は、資産割にあつては1平方メートルにつき600円、従業者割にあつては100分の0.25とする。

(事業所税の免税点)

第142条 同一の者が市内において行う事業に係る各事業所等(次項に規定する事業所等に該当するものを除く。)について、当該各事業所等に係る事業所床面積(法第701条の34の規定の適用を受けるものを除く。)の合

計面積が1,000平方メートル以下である場合にあっては資産割を、当該各事業所等の従業者（同条の規定の適用に係る者を除く。）の数の合計数が100人以下である場合にあっては従業者割を課さない。

2 法第701条の43第2項に規定する企業組合等（以下この項において「企業組合等」という。）が市内において行う事業に係る各事業所等のうち、当該事業所等に係る事業所用家屋が当該企業組合等の組合員が組合員となった際その者の事業の用に供されていたものであり、かつ、その者がその後引き続き当該事業所等において行われる事業の主宰者として当該企業組合等の事業に従事しているものその他政令第56条の72各号に規定する事業所等に該当するものについては、事業所床面積（法第701条の34の規定の適用を受けるものを除く。）が1,000平方メートル以下であるものにあつては資産割を、従業者（同条の規定の適用に係る者を除く。）の数が100人以下であるものにあつては従業者割を課さない。

3 前2項の場合において、第1項に規定する事業所床面積の合計面積及び第2項に規定する事業所床面積が1,000平方メートル以下であるかどうか並びに第1項に規定する従業者の数の合計数及び第2項に規定する従業者の数が100人以下であるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況によるものとする。

（事業所税の資産割の免税点に係る判定の特例）

第143条 前条第3項の場合において、同条第1項に規定する従業者の数の合計数及び同条第2項に規定する従業者の数が100人以下であるかどうかの判定の基礎となる事業所等のうち、課税標準の算定期間中を通じて従業者の数に著しい変動がある事業所等（当該課税標準の算定期間に属する各月の末日現在における従業者の数のうち最大であるものの数値が、当該従業者の数のうち最小であるものの数値に2を乗じて得た数値を超える事業所等をいい、当該課税標準の算定期間の中途において廃止された事業所等を除く。）については、当該課税標準の算定期間に属する各月の末日現在における従業者の数を合計した数を当該課税標準の算定期間の月数で除して得た数をもつ

て同条第3項の課税標準の算定期間の末日現在の従業者の数とみなす。

- 2 課税標準の算定期間の中途において新設された事業所等に係る前項の規定の適用については、同項中「課税標準の算定期間中」とあるのは「当該事業所等の新設の日から同日の属する課税標準の算定期間の末日までの期間中」と、「当該課税標準の算定期間に属する」とあるのは「当該事業所等の新設の日から同日の属する課税標準の算定期間の末日までの期間に属する」と、「当該課税標準の算定期間」とあるのは「当該期間」とする。
- 3 第1項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

(事業所税の徴収の方法)

第144条 事業所税は、申告納付の方法により徴収する。

(事業所税の申告納付)

第145条 事業所税の納税義務者は、法第701条の46第1項又は第701条の47第1項の申告書をこれらの規定に定める事業所税の区分に応じ、それぞれこれらの規定に定める期限までに市長に提出し、及びその申告に係る税金を納付書により納付しなければならない。

- 2 法第701条の49第2項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る法第701条の46第1項又は第701条の47の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書により納付しなければならない。

(事業所税額がない者の申告)

第146条 市長は、事業所等において事業を行う法人又は個人で各事業年度又は各課税期間について納付すべき事業所税額がないものに、必要があると認める場合においては、法第701条の46第1項又は法第701条の47第1項の規定に準じて申告書を提出させることができる。

(事業所税に係る不申告に関する過料)

第147条 事業所税の納税義務者が第145条第1項又は前条の規定により提出すべき申告書を正当な事由がなく提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発行の日から10日以内とする。

(事業所税の賦課徴収に関する申告義務)

第148条 市内において事業所等を新設し、又は廃止した者(法第701条の34第1項に規定する法人及び同条第2項に規定する公益法人等又は人格のない社団等で収益事業を行わないものを除く。)は、規則で定めるところにより、新設した場合にあってはその新設した日から2月以内に、廃止した場合にあってはその廃止した日から1月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 新設又は廃止をした事業所等において事業を行っている、又は行っていた者の住所又は所在地及び氏名又は名称

(2) 新設又は廃止をした事業所等の所在地及び名称

(3) 事業所等の新設又は廃止をした年月日

(4) 新設又は廃止をした事業所等に係る事業所用家屋の所有者の住所又は所在地及び氏名又は名称

(5) 事業所等の新設又は廃止をした日における当該事業所等の事業所床面積及び従業者数

(6) その他市長が必要と認める事項

2 事業所税の納税義務者に事業所用家屋を貸し付けている者は、当該納税義務者に係る当該課税標準の算定期間の前課税標準の算定期間の末日から引き続き当該事業所用家屋を貸し付け、かつ、その申告した事項に異動がない場合を除き、当該事業所用家屋に関し、規則で定めるところにより、その貸し付けた日から1月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出し

なければならない。

- (1) 事業所用家屋を貸し付けている者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 貸付けに係る事業所用家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び用途
- (3) 貸付けに係る事業所用家屋の1棟の床面積（当該事業者用家屋が区分所有に係るものにあつては、専有部分及び共有部分の床面積）
- (4) 事業所用家屋を貸し付けている相手方の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (5) その他市長が必要と認める事項  
（事業所税の賦課徴収に係る不申告に関する過料）

第149条 前条の規定により申告すべき者が同条の規定により申告すべき事項について正当な理由がなく申告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発行の日から10日以内とする。

（事業所税の減免）

第150条 市長は、災害により著しく被害を受けた事業所等又は特別の事由がある事業所等のうち、必要があると認められるものに対して課する事業所税を減免する。

2 前項の規定により事業所税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 事業所税の区分及び税額
- (3) 事業所等の所在地及び名称、事業所床面積並びに従業者給与総額
- (4) 減免を受けようとする事由及び災害により著しく被害を受けた事業所等にあつては、その被害の状況

3 第1項の規定による減免の対象となる事業所等に該当するかどうかの判定

は、課税標準の算定期間の末日の現況によるものとする。

- 4 第1項の規定により事業所税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(事業所税に係る不足税額等の納付手続)

第151条 事業所税の納税者は、法第701条の59、第701条の61又は第701条の62の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を当該通知書の指定する期限までに、納付書により納付しなければならない。

- 2 前項の場合には、その不足税額に法第701条の46第1項又は第701条の47第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書により納付しなければならない。

## 第2節 都市計画税

(都市計画税の納税義務者等)

第152条 都市計画税は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条の規定により指定された都市計画区域のうち、同法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する土地及び家屋に対し、その価格を課税標準として、当該土地又は家屋の所有者に課する。

- 2 前項の価格とは当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（法第349条の3第10項から第12項まで、第23項、第24項、第26項又は第28項の規定の適用を受ける土地又は家屋にあつてはその価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額）をいい、前項の所有者とは当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。

- 3 法第349条の3の2第1項の規定の適用を受ける土地に対して課する都市計画税の課税標準は、第1項の規定にかかわらず、当該土地に係る都市計



画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額とする。

- 4 法第349条の3の2第2項の規定の適用を受ける土地に対して課する都市計画税の課税標準は、第1項及び前項の規定にかかわらず、当該土地に係る都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。

(都市計画税の税率)

第153条 都市計画税の税率は、100分の0.23とする。

(都市計画税の賦課期日)

第154条 都市計画税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日とする。

(都市計画税の納期)

第155条 都市計画税の納期は、第85条第1項に規定する固定資産税の納期によるものとする。

- 2 市長は、特別の事情がある場合において前項の納期により難しいと認められるときは、同項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。この場合において、市長が別に定める納期は、市長が都市計画税を固定資産税と併せて賦課し、及び徴収することができないと認める特別の事情がある場合を除くほか、第85条第2項の規定により市長が定める固定資産税の納期によるものとする。

(都市計画税の賦課徴収)

第156条 都市計画税の賦課徴収は、固定資産税の賦課徴収の例によるものとし、固定資産税を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。ただし、市長が都市計画税を固定資産税と併せて賦課し、及び徴収することができないと認める特別の事情がある場合においては、この限りでない。

(都市計画税の減免)

第157条 第89条の規定は、都市計画税の減免について準用する。この場合において、同条中「固定資産税」とあるのは、「都市計画税」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第4条、第5条及び第37条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 この附則に別段の定めがあるものを除くほか、この条例の規定は、平成27年度以後の年度分の市税について適用し、平成26年度以前の年度分の市税については、なお従前の例による。

2 この条例による改正後の松戸市市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 附則第31条第5項の規定は、平成26年4月1日以後に取得された法附則第15条第8項に規定する施設に対して課すべき固定資産税について適用する。

2 附則第31条第6項の規定は、平成26年4月1日以後に締結された法附則第15条第34項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課すべき固定資産税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 附則第37条の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 平成15年10月14日前に初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る附則第37条の規定の適用については、同条中「受けた月」とあるのは「受けた月の属する年の12月」とする。

第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る第103条及び附則第37条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

|                      |           |                                |
|----------------------|-----------|--------------------------------|
| 第103条第2号ア            | 3,900円    | 3,100円                         |
|                      | 6,900円    | 5,500円                         |
|                      | 10,800円   | 7,200円                         |
|                      | 3,800円    | 3,000円                         |
|                      | 5,000円    | 4,000円                         |
| 附則第37条の表以外の部分        | 第103条     | 附則第5条の規定により読み替えて適用される第103条     |
| 附則第37条の表の第103条第2号アの項 | 第103条第2号ア | 附則第5条の規定により読み替えて適用される第103条第2号ア |
|                      | 3,900円    | 3,100円                         |
|                      | 6,900円    | 5,500円                         |
|                      | 10,800円   | 7,200円                         |
|                      | 3,800円    | 3,000円                         |
|                      | 5,000円    | 4,000円                         |

(都市計画税に関する経過措置)

第6条 附則第41条の規定は、平成26年4月1日以後に締結された法附則第15条第34項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課すべき都市計画税について適用する。

(処分、手続等に関する経過措置)

第7条 この条例の施行前にこの条例による改正前の松戸市市税条例の規定によりした処分、手続その他の行為で、この条例に相当の規定があるものは、

この条例の相当の規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第8条 この条例の施行前にした行為及びこの附則の規定により、なお従前の例によることとされる市税に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(延滞金の割合等の特例)

第9条 当分の間、第11条、第39条第2項、第53条第3項、第54条第2項、第68条第2項、第90条第2項、第117条第5項、第121条第2項、第131条第2項、第134条第2項、第145条第2項及び第151条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

2 当分の間、第56条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第10条 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第56条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に

含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第145条第1項において準用する場合を含む。)の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第56条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第56条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

- 2 前項に規定する申告基準日とは、法人税額の課税標準の算定期間又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日後2月を経過した日の前日(その日が民法第142条に規定する休日、土曜日又は12月29日、同月30日若しくは同月31日に該当するときは、これらの日の翌日)をいう。

(公益法人等に係る市民税の課税の特例)

第11条 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第10項まで及び第11項(同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、

政令附則第3条の2の3に規定するところにより、これに同項に規定する財産（同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る所得割を課する。

（所得割の非課税の範囲等）

第12条 当分の間、所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第19条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第14条第1項の規定にかかわらず、所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。

2 当分の間、法附則第3条の3第5項に規定するところにより控除すべき額を、第21条及び第23条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

3 前項の規定の適用がある場合における第26条第1項の規定の適用については、同項中「前3条」とあるのは、「前3条並びに附則第12条第2項」とする。

（個人の市民税の税率の特例）

第13条 平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第18条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。

（法人税割の税率の特例）

第14条 平成26年10月1日以後に開始する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割の税率は、当分の間、第22条の規定にかかわらず、100分の12.1とする。

（中小法人等に対する課税の特例）

第15条 資本金等の額が1億円以下の法人若しくは資本金の額若しくは出資金の額を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）又は法人で

ない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めのあるものであって、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額（法第292条第1項第4号の法人税額をいう。以下同じ。）又は個別帰属法人税額（法第292条第1項第4号の2の個別帰属法人税額をいう。以下同じ。）が年500万円以下のものに対する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割額は、前条の規定を適用して計算して得た法人税割額から当該法人税割額に12.1分の2.4を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。

2 前項の規定を適用する場合において、資本金等の額は、法第312条第3項第1号及び第2号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日現在における資本金の額又は出資金の額とする。

3 第1項の規定を適用する場合において、市内及び他の市町村において事務所又は事業所を有する法人の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額は、法第321条の13の規定により関係市町村に分割される前の法人税額又は個別帰属法人税額とする。

4 法人税額又は連結法人税額の課税標準の算定期間が1年に満たない法人に対する第1項の規定の適用については、同項中「年500万円」とあるのは、「500万円に当該法人税額又は連結法人税額の課税標準の算定期間の月数を乗じて得た額を12で除して得た金額」とする。

5 第1項の規定を適用する場合において、法人税法第71条第1項（同法第145条において準用する場合を含む。）若しくは同法第88条の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は法第321条の8第2項本文の規定により法人の市民税に係る申告書を提出する義務がある法人の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額は、当該事業年度又は連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額を前事業年度又は前連結事業年度の月数で除して得た額に12を乗じて得た額に相当する額とする。

6 前2項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、1月とする。

(個人の市民税の配当控除)

第16条 所得割の納税義務者の前年の総所得金額のうち、法附則第5条第3項に規定する配当所得があるときは、当分の間、同項各号に掲げる金額の合計額を、その者の第21条及び第23条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第25条及び第26条第1項の規定の適用については、第25条中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第16条第1項」と、第26条第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第16条第1項」とする。

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第17条 平成28年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年(次条において「居住年」という。)が平成12年から平成18年までの各年である場合に限る。)においては、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額(第3項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。)を、当該納税義務者の第21条及び第23条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第25条及び第26条第1項の規定の適用については、第25条中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第17条第1項」と、第26条第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第17条第1項」とする。

3 第1項の規定は、所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、法施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した市民税住宅借入金等特別税額控除申告書(その提出期限後にお



いて市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。) を、市長に提出した場合(法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。) に限り、適用する。

第18条 平成39年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成12年から平成18年まで又は平成21年から平成29年までの各年である場合に限る。) において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。) に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第21条及び第23条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。

(1) 前項の規定の適用を受けようとする年度分の第29条第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第30条第1項の確定申告書を含む。) に租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)

(2) 前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日現在において法第317条の6第1項の規定により給与支払報告書を提出する義務がある者から給与の支払を受けている者であって、前年中において給与所得以外の所得を有しなかったものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第41条の2の2の規定の適用を受けている場合

3 第1項の規定の適用がある場合における第25条及び第26条第1項の規定の適用については、第25条中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第18条第1項」と、第26条第1項中「前3条」とあるのは「前3条並び

に附則第18条第1項」とする。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第19条 第24条の規定の適用を受ける所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第21条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第21条第1項、第22条第1項、第23条第1項、第26条第1項、第27条第1項又は第28条第1項の規定の適用を受けるときは、第24条第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第20条 平成30年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第29条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第30条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る所得割の額を免除する。

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第29条第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る所得割の額は、第19条から第21条まで、第23条から第25条まで、附則第16条第1項、第17条第1項、第18条第1項及び前条の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 前項の規定の適用がある場合における第26条第1項の規定の適用につい

ては、第26条第1項中「前3条」とあるのは、「前3条並びに附則第20条第2項」とする。

(上場株式等に係る配当所得に係る市民税の課税の特例)

第21条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等(以下この項及び次項において「上場株式等の配当等」という。)を有する場合において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第19条第4項に規定する申告書を提出したときは、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同条第1項及び第2項並びに第21条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る配当所得の金額(以下この項において「上場株式等に係る配当所得の金額」という。)に対し、上場株式等に係る課税配当所得の金額(上場株式等に係る配当所得の金額(第3項第1号の規定により読み替えて適用される第20条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、附則第16条第1項の規定は、適用しない。

2 所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る配当所得について第19条第1項及び第2項並びに第21条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第20条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第21条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。

(2) 第23条から第25条まで及び第26条第1項並びに附則第16条第1項、第17条第1項及び第18条第1項の規定の適用については、第23

条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条第1項の規定による所得割の額」と、第24条第1項前段、第25条及び第26条第1項並びに附則第16条第1項、第17条第1項及び第18条第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条第1項の規定による所得割の額」と、第24条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条第1項の規定による所得割の額の合計額」とする。

(3) 第27条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第21条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額若しくは租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。

(4) 附則第12条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第21条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条第1項の規定による所得割の額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第22条 所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第28条の4第1項に規定する事業所得又は雑所得を有する場合には、当分の間、当該事業所得及び雑所得については、第19条及び第21条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の土地等に係る事業所得等の金額（法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額をいう。以下この項において同じ。）に対し、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額に相当する所得割を課する。

(1) 土地等に係る事業所得等の金額（第3項第1号の規定により読み替えて適用される第20条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。次号において「土地等に係る課税事業所得等の金額」という。）の100分の7.2に相当する金額

- (2) 土地等に係る課税事業所得等の金額と当該年度分の課税総所得金額との合計額を当該課税総所得金額とみなして計算した場合の所得割の額から、当該年度分の課税総所得金額に係る所得割の額を控除した金額の100分の110に相当する金額
- 2 前項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で法附則第33条の3第6項に規定するものについては、適用しない。
- 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
- (1) 第20条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第22条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。
- (2) 第23条から第25条まで及び第26条第1項並びに附則第16条第1項、第17条第1項及び第18条第1項の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第22条第1項の規定による所得割の額」と、第24条第1項前段、第25条及び第26条第1項並びに附則第16条第1項、第17条第1項及び第18条第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第22条第1項の規定による所得割の額」と、第24条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第22条第1項の規定による所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第27条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第22条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第28条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。
- (4) 附則第12条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第22条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第22条第1項の規定による所得割の額」とする。

4 第1項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で法附則第33条の3第8項に規定するものについては、適用しない。

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第23条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第19条及び第21条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額（同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第20条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。）の100分の3に相当する金額に相当する所得割を課する。

2 前項に規定する長期譲渡所得の金額とは、同項に規定する譲渡所得について所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した同法第33条第3項の譲渡所得の金額（同項に規定する譲渡所得の特別控除額の控除をしないで計算したところによる。）をいい、附則第26条第1項に規定する短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、法附則第35条第5項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後の金額をいう。

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第20条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第23条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(2) 第23条から第25条まで及び第26条第1項並びに附則第16条第1項、第17条第1項及び第18条第1項の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第23条第1項の規

定による所得割の額」と、第24条第1項前段、第25条及び第26条第1項並びに附則第16条第1項、第17条第1項及び第18条第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第23条第1項の規定による所得割の額」と、第24条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第23条第1項の規定による所得割の額の合計額」とする。

(3) 第27条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第23条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(4) 附則第12条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第23条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第23条第1項の規定による所得割の額」とする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第24条 平成29年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第4項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下この条において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する所得割の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 当該課税長期譲

渡所得金額の100分の2.4に相当する金額

(2) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

ア 48万円

イ 当該課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の100分の3に相当する金額

2 前項の規定は、平成29年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第9項の規定に該当することとなる場合においては、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで、第37条の9の4又は第37条の9の5の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

（居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）

第25条 所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条の3第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、附則第23条第1項の規定により当該譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対し課する所得割の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区



分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の100分の2.4に相当する金額

(2) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

ア 144万円

イ 当該課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の100分の3に相当する金額

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第29条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第30条第1項の確定申告書を含む。）に前項の譲渡所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

（短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）

第26条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第32条第1項に規定する譲渡所得（同条第2項に規定する譲渡による所得を含む。）を有する場合には、当該譲渡所得については、第19条及び第21条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の短期譲渡所得の金額に対し、課税短期譲渡所得金額（短期譲渡所得の金額（同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第5項第1号の規定により読み替えて適用される第20条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の5.4に相当する金額に相当する所得割を課する。

2 前項に規定する短期譲渡所得の金額とは、同項に規定する譲渡所得について所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した同法第

3 3 条第 3 項の譲渡所得の金額（同項に規定する譲渡所得の特別控除額の控除をしないで計算したところによる。）をいい、附則第 2 3 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、法附則第 3 4 条第 4 項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後の金額をいう。

3 第 1 項に規定する譲渡所得で法附則第 3 5 条第 7 項に規定するものに係る第 1 項の規定の適用については、同項中「1 0 0 分の 5.4」とあるのは、「1 0 0 分の 3」とする。

4 第 1 項の場合において、同項に規定する課税短期譲渡所得金額のうちに法附則第 3 5 条第 7 項に規定する譲渡所得に係る部分の金額とその他の部分の金額とがあるときは、これらの金額を区分してそのそれぞれにつき第 1 項の計算を行うものとする。

5 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第 2 0 条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第 2 6 条第 1 項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。

(2) 第 2 3 条から第 2 5 条まで及び第 2 6 条第 1 項並びに附則第 1 6 条第 1 項、第 1 7 条第 1 項及び第 1 8 条第 1 項の規定の適用については、第 2 3 条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 2 6 条第 1 項の規定による所得割の額」と、第 2 4 条第 1 項前段、第 2 5 条及び第 2 6 条第 1 項並びに附則第 1 6 条第 1 項、第 1 7 条第 1 項及び第 1 8 条第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 2 6 条第 1 項の規定による所得割の額」と、第 2 4 条第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 2 6 条第 1 項の規定による所得割の額の合計額」とする。

(3) 第 2 7 条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第 2 6 条第 1 項に規定する短期譲渡所得の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額

若しくは租税特別措置法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。

- (4) 附則第12条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第26条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第26条第1項の規定による所得割の額」とする。

(株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第27条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該株式等に係る譲渡所得等については、第19条及び第21条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該株式等に係る譲渡所得等の金額として政令附則第18条第6項に定めるところにより計算した金額（当該所得割の納税義務者が法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第19条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項において「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、株式等に係る課税譲渡所得等の金額（株式等に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第20条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第20条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第27条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (2) 第23条から第25条まで及び第26条第1項並びに附則第16条第1項、第17条第1項及び第18条第1項の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第27条第1項の規

定による所得割の額」と、第24条第1項前段、第25条及び第26条第1項並びに附則第16条第1項、第17条第1項及び第18条第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第27条第1項の規定による所得割の額」と、第24条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第27条第1項の規定による所得割の額の合計額」とする。

(3) 第27条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第27条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第37条の10第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第12条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第27条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第27条第1項の規定による所得割の額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第28条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第41条の14第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第19条及び第21条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令附則第18条の7に規定するところにより計算した金額（以下この項において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。）に対し、先物取引に係る課税雑所得等の金額（先物取引に係る雑所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第20条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第20条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、

「総所得金額、附則第 28 条第 1 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(2) 第 23 条から第 25 条まで及び第 26 条第 1 項並びに附則第 16 条第 1 項、第 17 条第 1 項及び第 18 条第 1 項の規定の適用については、第 23 条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 28 条第 1 項の規定による所得割の額」と、第 24 条第 1 項前段、第 25 条及び第 26 条第 1 項並びに附則第 16 条第 1 項、第 17 条第 1 項及び第 18 条第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 28 条第 1 項の規定による所得割の額」と、第 24 条第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 28 条第 1 項の規定による所得割の額の合計額」とする。

(3) 第 27 条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第 28 条第 1 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第 41 条の 14 第 1 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第 12 条の規定の適用については、同条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 28 条第 1 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同条第 2 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 28 条第 1 項の規定による所得割の額」とする。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第 29 条 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和 44 年法律第 46 号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等については、第 19 条及び第 21 条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第 1 号の規定により読み替えられた第 20 条の規定の適

用がある場合には、その適用後の金額)に100分の5の税率から同法第3条の2の2第1項に規定する限度税率(第3項において「限度税率」という。)を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率(当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率)を乗じて計算した金額に相当する所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第20条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第29条第1項に規定する条約適用利子等の額」とする。
- (2) 第23条から第25条まで及び第26条第1項並びに附則第16条第1項、第17条第1項及び第18条第1項の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第29条第1項の規定による所得割の額」と、第24条第1項前段、第25条及び第26条第1項並びに附則第16条第1項、第17条第1項及び第18条第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第29条第1項の規定による所得割の額」と、第24条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第29条第1項の規定による所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第27条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第29条第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」とする。
- (4) 附則第12条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第29条第1項に規定する条約適用

利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第29条第1項の規定による所得割の額」とする。

- 3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第19条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、第19条及び第21条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第20条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が同法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する所得割を課する。
- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第29条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第30条第1項の確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことにつきやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。
- 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
  - (1) 第20条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第29条第3項に規定する条約適用配当等の額」とする。
  - (2) 第23条から第25条まで及び第26条第1項並びに附則第16条第1項、第17条第1項及び第18条第1項の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第29条第3項の規

定による所得割の額」と、第24条第1項前段、第25条及び第26条第1項並びに附則第16条第1項、第17条第1項及び第18条第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第29条第3項の規定による所得割の額」と、第24条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第29条第3項の規定による所得割の額の合計額」と、第26条第1項中「第19条第4項」とあるのは「附則第29条第4項」とする。

(3) 第27条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第29条第3項に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る配当所得の金額」とする。

(4) 附則第12条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第29条第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第29条第3項の規定による所得割の額」とする。

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第26条の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第29条第3項に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第29条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第30条第1項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、



法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第19条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」と、第1項中「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）」とあるのは「租税条約等実施特例法」とする。

（固定資産税における読替規定）

第30条 法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第77条第8項中「又は第349条の5」とあるのは、「若しくは第349条の5又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。

（固定資産税に係る法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第31条 法附則第15条第2項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

2 法附則第15条第2項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

3 法附則第15条第2項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

4 法附則第15条第2項第6号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

5 法附則第15条第8項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合（固定資産税に係る部分に限る。）は、3分の2とする。

7 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

8 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者が

すべき申告)

第32条 法附則第15条の6第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日並びに当該家屋を居住の用に供した年月日

2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に法施行規則附則第7条第2項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日並びに当該家屋を居住の用に供した年月日

(4) 当該年度の初日の属する年の1月31日を経過した後に申告書を提出する場合には、同日までに提出することができなかった理由

3 法附則第15条の8第1項又は第2項の貸家住宅の敷地の用に供する土地について、政令附則第12条第9項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに、次に掲げる事項を記載し、かつ、法施行規則附則第7条第3項各号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 所有者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 土地の所在、地番、地目及び地積
- (3) 政令附則第12条第9項各号に掲げる土地の区分

4 法附則第15条の8第3項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項

を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所又は所在地及び氏名又は名称

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに政令附則第12条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

5 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項に規定する登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について政令附則第12条第21項第2号に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所又は所在地及び氏名又は名称

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

6 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所又は所在地及び氏名又は名称

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに政令附則第12条第22項の規定により読み替えて適用される同条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

7 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が政令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

ならない。

- (1) 納税義務者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に法施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 政令附則第12条第28項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別
- (5) 居住安全改修工事が完了した年月日
- (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに政令附則第12条第29項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費
- (7) 居住安全改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に法施行規則附則第7条第9項各号に掲げる

書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の住居の用に供する部分の床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日
- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用
- (6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

10 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に法施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金額確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は同法附則第3条第1項の規定による報告に係る報告書の写し及び当該耐震改修後の家屋が政令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 法施行規則附則第7条第11項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

（宅地化農地に対して課する固定資産税の納税義務の免除等）

第33条 法附則第29条の5第1項に規定する宅地化農地に対して同項に規定する宅地化農地所有者に課する固定資産税については、同条の定めるところ

ろにより、納税義務を免除し、又はその税額から減額するものとする。

2 法附則第29条の5第2項の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書に法施行規則附則第8条の3第2項第1号に掲げる書類を添付してしなければならない。

- (1) 所有者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 土地の所在、地番、地目及び地積
- (3) 当該市街化区域農地に係る計画的な宅地化のための手続の区分
- (4) 当該市街化区域農地に係る計画的な宅地化のための手続を開始した年月日

3 法附則第29条の5第3項の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に法施行規則附則第8条の3第2項第2号に掲げる書類を添付してしなければならない。

- (1) 所有者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 土地の所在、地番、地目及び地積
- (3) 当該市街化区域農地に係る計画的な宅地化のための計画策定等を市街化区域設定年度（法附則第29条の5第1項に規定する市街化区域設定年度をいう。）の翌年度の初日の属する年の12月31日までの間に行うことができない理由
- (4) 当該市街化区域農地に係る計画的な宅地化のために予定している計画策定等の区分

4 法附則第29条の5第5項の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に法施行規則附則第8条の3第2項第3号に掲げる書類を添付してしなければならない。

- (1) 所有者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 土地の所在、地番、地目及び地積
- (3) 当該市街化区域農地に係る計画的な宅地化のための計画策定等の区分
- (4) 当該市街化区域農地に係る計画的な宅地化のための計画策定等がなされた年月日

(旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告)

第34条 第71条の規定は、法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産について法附則第41条第3項の規定の適用を受けようとする一般社団法人又は一般財団法人について準用する。この場合において、第71条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第41条第3項に規定する一般社団法人若しくは一般財団法人」と読み替えるものとする。

第35条 法附則第41条第9項各号に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第41条第9項に規定する特定移行一般社団法人等（以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。）に該当することを明らかにする書類
- (2) 次に掲げる事項を記載した書類
  - ア 法附則第41条第9項の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
  - イ 法附則第41条第9項の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
  - ウ 法附則第41条第9項の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途
- (3) 特定移行一般社団法人等が幼稚園、図書館又は博物館を設置した年月日を記載した書類
- (4) 特定移行一般社団法人等が当該固定資産を直接保育、図書館又は博物館の用に供し始めた時期を記載した書類
- (5) 当該固定資産が特定移行一般社団法人等で幼稚園、図書館又は博物館を設置するものの所有に属しないものである場合にあっては、前各号に掲げるもののほか、当該固定資産を当該特定移行一般社団法人等に無料で使用

させていることを証する書類

(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告)

第36条 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所又は所在地及び氏名又は名称並びに当該納税義務者が政令附則第33条第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係
- (2) 法附則第56条第1項に規定する被災住宅用地の上に平成23年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号
- (3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る平成33年度までの各年度分の固定資産税については、第94条の規定は適用しない。

3 法附則第56条第4項に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額のおん分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者(以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 代表者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
- (3) 特定被災共用土地に係る法附則第56条第3項に規定する被災区分所有



家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

(4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所又は所在地及び氏名又は名称並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合

(5) 法附則第56条第3項の規定によりあん分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

(軽自動車税の税率の特例)

第37条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第103条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

|           |         |         |
|-----------|---------|---------|
| 第103条第2号ア | 3,900円  | 4,600円  |
|           | 6,900円  | 8,200円  |
|           | 10,800円 | 12,900円 |
|           | 3,800円  | 4,500円  |
|           | 5,000円  | 6,000円  |

(たばこ税の税率の特例)

第38条 たばこ事業法附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法(昭和40年法律第122号)第1条第1項に規定する紙巻たばこ三級品の当該廃止の時に於ける品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、第114条の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき2,495円とする。

(特別土地保有税の課税の停止)

第39条 当分の間、各年の1月1日において土地の所有者が所有する土地に対しては、第123条から第134条までの規定にかかわらず、土地に対して課する特別土地保有税を課さない。

2 平成15年1月1日以後に取得された土地の取得に対しては、第123条

から第134条までの規定にかかわらず、当分の間、土地の取得に対して課する特別土地保有税を課さない。

(特別土地保有税の納税義務の免除の特例に係る区域)

第40条 特別土地保有税の納税義務者の免除の特例に係る法附則第31条の4第1項に規定する条例で定める区域は、市の全部の区域とする。

(都市計画税に係る法附則第15条第34項の条例で定める割合)

第41条 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合(都市計画税に係る部分に限る。)は、3分の2とする。

(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)

第42条 附則第33条の規定は、都市計画税について準用する。この場合において、同条中「固定資産税」とあるのは、「都市計画税」と読み替えるものとする。

(都市計画税における読替規定)

第43条 法附則第15条第1項、第11項、第15項から第22項まで、第24項、第26項、第30項、第34項、第35項若しくは第40項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第152条第2項中「又は第28項」とあるのは、「若しくは第28項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。